

剪定枝破碎機貸出申込書

令和 年 月 日

(あて先) 川口市長

申込者 住所 _____

氏名 _____

電話 () _____

次のとおり、剪定枝破碎機の貸出しを受けたいので、裏面記載の注意事項に同意の上、申し込みます。

利用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (日間)
利用場所	<input type="checkbox"/> 申込者の住所と同じ (異なる場合は下段にご記入ください) ----- 川口市
区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 町会・自治会 (名称:) <input type="checkbox"/> 共同住宅の管理組合 (名称:) <input type="checkbox"/> 事業者 (名称:) <input type="checkbox"/> その他 (名称:)
受け取りに来た方	(申込者と同じ場合は記入不要) 住所 _____ 氏名 _____ 申込者との関係 _____
備考	

※市使用欄

予約日・番号	令和 年 月 日 ・ 第 号			
確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()			
貸出機械番号	号機	担当者		
	決裁欄			
	課長	係長	起案者	決裁後供覧

注意事項

1 遵守事項

剪定枝破砕機の貸出しを受けた方（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 破砕機により処理した剪定枝は、利用者の責において、資源として有効利用し、市の実施するごみ収集への排出及び市の廃棄物処理施設への搬入を行わないこと。
- (2) 利用上の注意を厳守し、保護具を着用するなど十分な安全対策を講じること。
- (3) 破砕機に異常が生じたときは、直ちに利用を中止し、市に報告の上、その指示に従うこと。
- (4) 騒音及び剪定枝の散乱等により、近隣への迷惑とならないよう注意すること。
- (5) 破砕機を転貸しないこと。
- (6) 破砕機を剪定枝の処理以外に利用しないこと。
- (7) 破砕機の管理に十分注意すること。

2 貸出の中止

利用者が遵守事項に反したとき、又は特に必要があると認めるときは、貸出期間が満了する日前であっても、貸出しを中止することがあります。

3 損害賠償

- (1) 利用者の責に帰すべき事由により、自己又は第三者に生じた損害の責は、利用者が負うものとします。
- (2) 利用者の責に帰すべき事由により、破砕機を滅失し、又は毀損したことにより生じた損害の責は、利用者が負うものとします。

※ 貸出期間の満了する日の午後5時までに、破砕機を清掃の上、資源循環課へ返却してください。